## 帳票印字項目・諸元表\_滞納管理(全国意見以外の修正箇所)

帳票No.	469	
帳票名称	滞納明細	

本変更については、収滞納の帳票で整理番号を付している項目について、全て同一の対応を実施するものとする。

	表示項目				安林! アキ		
#	大分類	中分類	小分類	実装すべき項目	実装しても しなくても良い項目	備考	対応方針
28	整理番号			•		か、通知書自体を特定可能な番号(整理番号等) を印字するのかを選択 帳票自体の特定が可能な番号を印字する。	全体方針により、宛名番号(そのほか個人を特定する番号)を外部帳 黒に印字することができなくなったため、左記のとおり修正する。 参考までに、FAD(に追加する工業を示します。 ●實問: 通知書番号を構成する番号体系の一部や、帳票レイアウト外 などに、便宜上、宛名番号を使用できますか。 ■回答: 宛名番号については、当該番号から個人情報を特定できる可 能性が高いため、宛名番号を帳票に明記することを禁止している団体 もあることから、標準仕様書においては宛名番号の買自叩字を定めて いません。なお、各団体の判断において、備考欄や帳票レイアウト外 へ印字することは可能です。